

京都府民の皆様へのお願い

医療機関等の皆様をはじめ、多くの皆様の御尽力と府民、事業者の皆様の御協力により、5月21日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除されました。

一方、京都府内では、6月25日以降、連続して新たな患者が発生しており、本日、4名の新規の感染が確認されたことにより、京都府の「注意喚起基準」に達しました。

府民の皆様には、**感染拡大の防止と社会・経済活動との両立を図るため、今一度、身近なところに感染リスクが潜んでいることを十分御認識いただき、特に次の点について、御協力をお願いします。**

【新しい生活様式の実践】

府民の皆様には、引き続き、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの感染防止の3つの基本をはじめ、「新しい生活様式」の実践をお願いします。

事業者の皆様には、テレワークや時差通勤等、「働き方の新しいスタイル」の実践により、人との接触を低減する取組の推進をお願いします。

【感染拡大予防ガイドラインの徹底】

京都府では、「新しい生活様式」に対応して事業を再出発される小規模事業者・個人事業者、中小企業者等の皆様の取組を支援する中小企業者等支援補助金制度を創設しました。事業者の皆様には、こうした事業も御活用いただき、改めて、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底をお願いします。

【ICTの活用による感染拡大の予防】

6月19日から、国の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の運用が始まりました。京都府におきましても、7月1日から、店舗利用時やイベント参加時等の感染者との接触履歴をメールでお知らせする「京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス(こことろ)」の運用を開始します。府民、事業者の皆様には、是非、こうした濃厚接触者を確認するサービスの活用をお願いします。

京都府では、府民の皆様の安心安全のため、引き続き、国や市町村、医療機関等と連携し、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に全力を挙げてまいります。引き続き、府民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年6月29日 京都府知事 西脇 隆俊